

新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第20号

新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の宿日直手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 条例第18条第2項本文に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務及び同項ただし書に規定する人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務は、前項第2号の勤務とする。

第3条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に、「6,100円」を「6,400円」に改め、同条第2項中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「宿直手当」を「宿日直手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。